○経済産業省令第八十八号

商標法施行令 (昭和三十五年政令第十九号)第二条の規定に基づき、 商標法施行規則の一部を改正する省

令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

経済産業大臣 世耕 弘成

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の 表 により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付 した部分のように改め、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを加える。

カプセル 眼帯 サプリメント	むつカバー オブラート ガーゼ	養補助用飼料添加物 おむつ お	プ 医療用油紙 衛生マスク 栄	三 医療用試験紙 医療用接着テー 三	第五類 一・二 [略]	第一~四類 [略] 第一~四類 二		改正後
サプリメント 耳帯 食餌療法用	ート ガーゼ カプセル 眼帯	おむつ おむつカバー オブラ	生マスク 栄養補助用飼料添加物	三 医療用試験紙 医療用油紙 衛	一•二 [略]	四類 [略]	(第六条関係)	改正前

煙突 階段踏み板 回転窓用閉	煙突 階段踏み板 回転窓用閉	
材料	材料	
四 建築用又は構築用の金属製専用	四 建築用又は構築用の金属製専用	
第六類	一~三 [略]	第六類
	綿棒	
当てパッドの綿棒	包帯液 防虫紙 胸当てパッド	
こう 包帯 包帯液 防虫紙 胸	え取り紙 ばんそうこう 包帯	
	飲料又は食品 乳幼児用粉乳 は	
綿 乳幼児用飲料又は食品 乳幼	理用パンティ 脱脂綿 乳幼児用	
- ナプキン 生理用パンティ 脱脂	用タンポン 生理用ナプキン 生	
生理帯 生理用タンポン 生理用	人工受精用精液 生理帯 生理	
飲料又は食品 人工受精用精液	耳帯 食餌療法用飲料又は食品	

塞装 置 ガ 1 F レ ル 壁 板 金

属 製 旗 撂 揚 柱 < 格子 坑道

用 材 料 栅 シ Y ツ タ 水 道 管

タ 1 ル 建 物 \mathcal{O} 鉄 鋼 枠 棚 板

ち ょ うつ が 1 手 す り 鉄 線 蛇 籠

天井板 天 / 井装 飾 品品 電 柱 用 柱

ド ア 丿 ツ 力 とい と V) 台

車 扉 屝 と 0 手 扉 \mathcal{O} 閉 塞 装

戸

柱 羽 目 板 は ŋ 針 金 格 子

置

針 金 栅 防 火扉 舗 床 用 材 料

窓 用 引 き手 窓枠 窓 枠 滑 車

窓

7 ン ホ ル 門 有 刺 鉄 線 床

板 よろ 7) 戸 落 石 防 止 網 ラ Ź

> 塞装置 置 ガ ド レ ル 壁 板 <

1 格子 坑 道 用 材 料 柵 シ ヤ

ツ

タ Ì

水道管

タイ

ル

建

物

 \mathcal{O}

すり 鉄 鋼 枠 鉄 線 棚 蛇 板 籠 ち Ĵ 天 井 うつ 板 が 天 1 井 装 手

飾 電 柱 用 柱 ド ア 1 ツ 力

とい とい 台 戸 車 扉 屝 غ 0

手 扉 \mathcal{O} 閉 塞 装 置 柱 羽 目 板

り 針 金 格 子 針 金 栅 防 火 扉

は

舗 床 用 材 料 窓 窓 用 別き手

窓枠は 滑 車 7 ン ホ ル 門

窓枠

線 床 板 よろ 7 戸 落

有

刺

鉄

ラス

石

防

止

網

第 七 類										
七 食料加工用又は飲料加工用の機 一一~六 [略]	二十四 金属製屋外用ブラインド	十九~二十三 [略]	子掛けかぎ 金属製郵便受け	オル用ディスペンサー 金属製帽	ムプレート及び標札 金属製のタ	やたつ及びはしご 金属製のネー	属製手持ち式旗ざお金属製のき	具箱 金属製植物の茎支持具 金	十八 金属製家庭用水槽 金属製工	五~十七 [略]
第七類										
七 食料加工用又は飲料加工用の機 一〜六 [略]	[新設]	十九~二十三 [略]	ぎ金属製郵便受け	金属製旗ざお 金属製帽子掛けか	属製のタオル用ディスペンサ	製のネームプレート及び標札	属製のきゃたつ及びはしご	具箱 金属製植物の茎支持具	十八 金属製家庭用水槽 金属製工	五~十七 [略]

第 九 類	第 八 類				
二十八 ウエイトベルト 運動用保一一〜二十七 [略]	[略]	八~二十八 [略] (四~六 [略]	乳製造機	バター製造機 粉乳製造機 練三 牛乳均質機 チーズ製造機	・ 器 (二) 具 [略]
第 九 類	第八類				
二十八 ウエイトベルト 運動用保一〜二十七 [略]	[略]	八~二十八 [略] 機	製造機 粉乳製造機 練乳製造	均質機 チーズ製造機 バター 三 アイスクリーム製造機 牛乳	・ 二 (二) 器 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下

-										
					第十一類	第十類				
十二~二十三 [略]	パン機 ベニヤ製造用乾燥機	収穫物乾燥機 飼料乾燥装置 製	繊維製造用乾燥機 牛乳殺菌機	十一 アイスクリーム製造機 化学	一~十 [略]	[略]	二十九~三十一 [略]	ツスルレギュレーター	ノーケル 潜水用機械器具 ホイ	護ヘルメット エアタンク シュ
					第十一類	第十類				
十二~二十三 [略]	燥機	装置 製パン機 ベニヤ製造用乾	殺菌機 収穫物乾燥機 飼料乾燥	十一 化学繊維製造用乾燥機 牛乳	一~十 [略]	[略]	二十九~三十一 [略]		用機械器具 レギュレーター	護ヘルメット エアタンク 潜水

	消しゴム 黒板 黒板ふき シ	よう 紙製ラベル クリップ	マット 印肉 鉛筆削り 画び	つぼ 印章 印章入れ 印章用	四 インキ インキ消し インキ	(一) (三) [略]	八 文房具類	第十六類 一~七 [略]	五類第十二~十[略]
								第十六類	五 第 類 十 二 十
 ール しおり 下敷き 修正液	消しゴム 黒板 黒板ふき シ	よう 紙製ラベル クリップ	マット 印肉 鉛筆削り 画び	つぼ 印章 印章入れ 印章用	四 インキ インキ消し インキ	(一) (三) [略]	八文房具類	一~七 [略]	[略]

九•十 [略]	九・十 [略]
	引指サック
墨汁 水引 指サック	器 ペーパーナイフ 墨汁 水
文鎮 分度器 ペーパーナイフ	印 筆立て 筆箱 文鎮 分度
号印 日付印 筆立て 筆箱	値札 はり札 番号印 日付
冊 地球儀 値札 はり札 番	サー そろばん 短冊 地球儀
ディスペンサー そろばん 短	石ばん 接着テープディスペン
ばん 接着テープ 接着テープ	電動式のものを除く。) 墨
動式のものを除く。) 墨 石	台 ステッカー ステープラ (
ステッカー ステープラ(電	書類挟み すずり スタンプ
書類挟み すずり スタンプ台	液 修正テープ 定規 状差し
修正テープ 定規 状差し	又は家庭用の接着テープ 修正

41				,	十六	第十九類	第十八類	1	+	第十七類
	製品製造用型枠(金属製のものを	属製のものを除く。) セメント	のものを除く。) 人工魚礁(金	ものを除く。) 人工池(金属製	六 可搬式家庭用温室(金属製の	←五 [略]	[略]	又は家庭用のものを除く。)	一接着テープ(医療用、事務用	~十 [略]
						第十九類	第十八類			第十七類
	製品製造用型枠(金属製のものを	属製のものを除く。)	のものを除く。) 人工魚礁	ものを除く。) 人工池(金属製	十六 可搬式家庭用温室	一~十五 [略]	[略]		「新設」	

額縁 家庭用水槽(金属製又は		額縁 家庭用水槽(金属製又は	
- インド 買物かご 懐中鏡 鏡袋		- インド 買物かご 懐中鏡 鏡袋	
 ン 犬小屋 うちわ 屋内用ブラ		ン 犬小屋 うちわ 屋内用ブラ	
九 愛玩動物用ベッド アドバルー		九 愛玩動物用ベッド アドバルー	
一~八 [略]	第二十類	一~八 [略]	第二十類
		又は織物製のものを除く。)	
[新設]		二十三 屋外用ブラインド (金属製	
十七~二十二 [略]		十七~二十二 [略]	
用かご(金属製のものを除く。)		鶏用かご(金属製のものを除く。	
(金属製のものを除く。) 養鶏		ス(金属製のものを除く。)	
を除く。) 吹付け塗装用ブース		のを除く。) 吹付け塗装用ブー	

属製 だれ 枠 及 び ン \mathcal{O} 石製 を除く。) を除い 手持 は \mathcal{O} \mathcal{O} タ 植 才 ものを除く。) 扇子 ち式旗ざお ものを除く。) 物 工具 ル の茎支持具 小 用 箱 鳥 (金属製の ネームプレ 装飾 用 ディスペンサー (金属製の 食品 巣 用 箱 (金属製 F 見本模型 (金属 もの L ・ズカ Ł きゃたつ つい立て L を除 製 \mathcal{O} ゆ \mathcal{O} を除 及び も の 0) う 甪 す テ ŧ

標札

(金属

製

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

を除く。)

١ |

ハンガー

ボ

F

美容院用椅子

属製 だれ 製の 枠 及び 日 ン のを除く。) 石製のものを除く。) F ょ ネー はしご(金属製の タオ け ŧ \mathcal{O} 植 工具箱 美容 ものを除く。) 扇子 物 のを除く。) ムプレート及び標札 0 ル 風 小 院 茎支持具 鈴 用デ 鳥 用 装飾 用 (金属製の ベンチ イスペ 椅子 巣箱 食品見本模型 用ビ **金** ンサー び L ものを除 ハンガー つい ようぶ 帽子 ズカ 属 ŧ きやた 製 \mathcal{O} ゆ (金属 . 立 て を除 拼 う \mathcal{O} **金** テ つ け ボ す ŧ 用 <

	1							
第二十二類 一~十三 織	第二十一類 [略]	十	 除 /		はっ	 除く。)	····	
織物製屋外用ブラインド		-四 [略] 理髪用椅子	除く。) 揺りかご 幼児用歩行	便受け(金属製又は石製のものを	はプラスチック製の立て看板 郵	、) マネキン人形 木製又	帽子掛けかぎ(金属製のものを	びょうぶ 日よけ 風鈴 ベンチ
第二十二類	第二十一二							
	類[略]	十~十四 [略]	り型類 理髪用椅子	揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾	属製又は石製のものを除く。)	ック製の立て看板 郵便受け	マネキン人形 木製又はプラスチ	かぎ(金属製のものを除く。

ダー ハンググライダー ぶら ワリング用バトン パラグライ	り台 縄跳び用の縄 バトントド スターターピストル すべ	水泳用浮き板 スケートボーゼ 浮袋 サポーター シーソー	九 運動用具	第二十八類 一~八 [略]	第二十三~ [略]
ダー ハンググライダー ぶらワリング用バトン パラグライ	り台 縄跳び用の縄 バトントド スターターピストル すべ	水泳用浮き板 スケートボーゼ 浮袋 サポーター シーソー) (一~六 [略] 九 運動用具	第二十八類 一~八 [略]	二十七類 [略]

[略]	第二十九~		第二十九年
十~十二 [略]		十~十二 [略]	
ケル 水上スキー 水中銃			
ーフボード用バッグ・シュノー		ーフボード用バッグ 水上スキ	
用のボード サーフボード サ		用のボード サーフボード サ	
足ひれ ウインドサーフィン		足ひれ ウインドサーフィン	
動用具		動用具	
又はスキューバダイビング用運		又はスキューバダイビング用運	
(九) サーフィン用、水上スキー用		(九) サーフィン用、水上スキー用	
(八) [略]		(八) [略]	
ロージン			
んこ ホイッスル ライン引き		んこ ライン引き ロージン	

行われる顧客に対する便益の提供	行われる顧客に対する便益の提供	
扱う小売又は卸売の業務において	扱う小売又は卸売の業務において	
品に係る各種商品を一括して取り	品に係る各種商品を一括して取り	
十三 衣料品、飲食料品及び生活用	十四 衣料品、飲食料品及び生活用	
	提供	
	ビスの選択における助言と情報の	
	十三 消費者のための商品及びサー	
第三十五類 一~十二 [略]	第三十五類 一~十二 [略]	 第
	匹 電子 た は こ	
第三十四類 一~三 [略]	5	第
三十三類	三十三類	=

十五 対する 匹 客に は 便 務に 売又 客に 売 λ る は 顧 卸 益 類 卸 \mathcal{O} 客に 飲 る 業 対 売 お 及 は 対 売 織 \mathcal{O} する 食料 \mathcal{O} 提 び 卸 便 務 物 す 1 \mathcal{O} 業務 益 に 業 及び Ź 供 7 売 袋 対する便 品 務 便 行 お 物 \mathcal{O} 便 \mathcal{O} 身 業 提 寝具 \mathcal{O} 益 に わ 益 に \mathcal{O} 1 お 務に お 供 小 \mathcal{O} れ て 小 \mathcal{O} \mathcal{O} ・売又は、 益 行 提 売 る 提 類 1 回 11 て り 7 被 供 顧 又 お \mathcal{O} 供 わ \mathcal{O} 品 客 行 は 提 服 行 れ 小 1 卸 売又 わ に 供 て 卸 履 る \mathcal{O} わ \mathcal{O} 売 れ 小 対す 行 小 売 物 顧 れ \mathcal{O} 売 売又 客 は る \mathcal{O} か わ \mathcal{O} る 業 顧 又 る 業 ば れ 小 顧 に 卸

務 に お 1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対する

務

に

お

1

7

行

わ

れ

る

顧

客に対す

る

便 益 \mathcal{O} 提 供

(-)((七)

略

十七 自 動 車 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業 務

に お 1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る 便

益 \mathcal{O} 提 供 輪 自 動 車 \mathcal{O} 小 売 又 は

卸 売 \mathcal{O} 業 務 に お 1 7 行 わ れ る 顧 客

に 対 す る 便 益 \mathcal{O} 提 供 自 転 車 \mathcal{O} 小

売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業 務 に お 1 7 行 わ れ

る 顧 客 に 対 す る 便 益 \mathcal{O} 提 供

十八 家 具 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業 務 に

お 1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る 便 益

 \mathcal{O} 提 供 建 具 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業

> (-)便 益 \mathcal{O} 提 供

(七) 略

六 自 動 車 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業 務

12 お 1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る 便

益 \mathcal{O} 提 供 輪 自 動 車 \mathcal{O} 小 売 又 は

卸 売 \mathcal{O} 業 務 に お 1 7 行 わ n る 顧 客

売又 に 対 は す 卸 る 売 便 益 \mathcal{O} 業 \mathcal{O} 務 提 に 供 お 自 1 7 転 車 行 わ \mathcal{O} れ 小

る 顧 客 12 対す る 便 益 \mathcal{O} 提 供

十七 家 具 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業 務 12

1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る 便 益

お

 \mathcal{O}

提

供

建

具

 \mathcal{O}

小

売

又

は

卸

売

 \mathcal{O}

業

便 務 又 \mathcal{O} す 業務 に は 益 る 便 卸 \mathcal{O} お 売 に 提 益 1 7 \mathcal{O} お 供 \mathcal{O} 業 提 1 行 畳 務 て 供 わ 12 行 れ 類 葬 る お わ \mathcal{O} 祭 顧 1 れ 小 客 7 用 売 る 行 具 顧 又 に 客 わ は 対 \mathcal{O} す に れ 小 卸 Ź る 売 対 売

務

に

お

1

7

行

わ

れ

る

顧

客に

対す

る

便

益

 \mathcal{O}

提

供

畳

類

 \mathcal{O}

小

売

又

は

卸

売

十九 顧 客 電 12 気 対 す 機 械 る 器 便 具 益 類 \mathcal{O} 提 \mathcal{O} 小 供 売 又

起の食器において行の心の質なに九 電気機械器具類の小売又は卸

売 対 す \mathcal{O} る 業 便 務 益 12 お \mathcal{O} 提 1 7 供 行 わ れ る 顧 客

 $\frac{-}{+}$ \mathcal{O} 小 売 手 又 動 は 利 器 卸 売 手 \mathcal{O} 業 動 務 工 具 に 及 お び 1 7 金 行 具

われる顧客に対する便益の提供

台

所

用

品

清

掃

用

具及び

洗

濯

用

具

| 十八 電気機械器具類の小売又は

顧

客

に

対

す

る

便

益

 \mathcal{O}

提

供

又

は

卸

売

 \mathcal{O}

業

務

に

お

1

て

行

わ

れ

る

す

る

便

益

 \mathcal{O}

提

供

葬

祭

用

具

 \mathcal{O}

小

売

 \mathcal{O}

業

務

に

お

1

て

行

わ

れ

る

顧

客

に

対

対す 売 \mathcal{O} る 業 便 務 益 12 お \mathcal{O} 提 1 供 7 行 わ れ る 顧 客 12

十九 わ \mathcal{O} 小 れ る 売 手 又は 動 顧 利 客 器 12 卸 売 対 \mathcal{O} 手 す 業 動 る 務 便 工 具 益 に (及び金) お \mathcal{O} 提 1 7 供 行 具

台所用品、清掃用具及び洗濯用具

卸

わ \mathcal{O} 小 れ 売 る 顧 又 客 は に 卸 対す 売 \mathcal{O} 業 る 務 便 益 に お \mathcal{O} 提 1 7 供 行

一一 返門をが受験前力品のいる

|十| 薬剤及び医療補助品の小売

又は卸売の業務において行われる

顧客に対する便益の提供 化粧品

、歯磨き及びせっけん類の小売又

は卸売の業務において行われる顧

客に対する便益の提供

一十二 農耕用品の小売又は卸売の

業務において行われる顧客に対す

る便益の提供

二十三 花及び木の小売又は卸売の

業務において行われる顧客に対す

われる顧客に対する便益の提供

 \mathcal{O}

小

売

又

は

卸

売

 \mathcal{O}

業務

に

お

1

7

行

は卸売の業務において行われる顧

客に対する便益の提供 化粧品、

卸 歯 売 磨 き及び \mathcal{O} 業 務 に せ お 0 け 1 7 ん 行 類 わ \mathcal{O} 小 n る 売 又 顧 客 は

に対する便益の提供

十一 農耕用品の小売又は卸売の

業務において行われる顧客に対す

る便益の提供

十二 花及び木の小売又は卸売の

業務において行われる顧客に対す

る 便 益 \mathcal{O} 提 供

+兀 燃 料 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業務

に お 1 て 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る 便

に

お

1

7

行

わ

れ

る

顧

客

に

対

す

る

便

益 \mathcal{O} 提 供

十 五. 印 刷 物 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業

務 に お 1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対 す

便 益 \mathcal{O} 提 供 紙 類 及 \mathcal{U} 文 房 具 類 \mathcal{O}

小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業 務 12 お 1 7 行 わ

れ る 顧 客 に 対 す る 便 益 \mathcal{O} 提 供

十六 務に お 運 1 7 動 具 行 わ \mathcal{O} れ 小 る 売 顧 又 客 は 12 卸 対 売 す \mathcal{O} 業 る

便 益 \mathcal{O} 提 供 お ŧ 5 や、 人 形 及 てバ

娯楽 用 具 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業 務 E

> る便 益 \mathcal{O} 提 供

十三 燃 料 \mathcal{O} 小 売又は

卸

売

 \mathcal{O}

業

務

益 \mathcal{O} 提 供

+ 兀 印 刷 物 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業

務 に お 1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る

便 益 \mathcal{O} 提 供 紙 類 及 U 文房 具 類 \mathcal{O}

る 売 顧 又 客 は に 卸 対 売 す \mathcal{O} る 業 務 便 益 に お \mathcal{O} 提 1 供 7 行 わ

れ

小

+ 五 運 動 具 \mathcal{O} 小 売 又 は 卸 売 \mathcal{O} 業

務に お 1 7 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る

 \mathcal{O} 提 供 お £ ち や、 人 形 及 75

便

益

娯

楽

用

具

 \mathcal{O}

小

売

又

は

卸

売

 \mathcal{O}

業務

12

世界 と		-										
	客に対する便益の提供は卸売の業務において行われ		する便益の提	の業務において行われる顧客	時計及び眼鏡の小売又は	れる顧客に対する便益の提	小売又は卸売の業務において		客に対する便益の提	は卸売の業務において行われ	提供 楽器及びレコードの小	いて行われる顧客に

顧客に対する便益の提供	又は卸売の業務において行われる	二十八 たばこ及び喫煙用具の小売	対する便益の提供	売の業務において行われる顧客に	二十七 時計及び眼鏡の小売又は卸	われる顧客に対する便益の提供	の小売又は卸売の業務において行	二十六 写真機械器具及び写真材料	顧客に対する便益の提供	又は卸売の業務において行われる	の提供 楽器及びレコードの小売	おいて行われる顧客に対する便益

[略]	四 第 三 十 六 ~	<u> </u>	四 第 三 十 五 第 六 5
る便益の提供		る便益の提供	
業務において行われる顧客に対す		業務において行われる顧客に対す	
三十一 愛玩動物の小売又は卸売の		三十二 愛玩動物の小売又は卸売の	
客に対する便益の提供		顧客に対する便益の提供	
は卸売の業務において行われる顧		又は卸売の業務において行われる	
三十 宝玉及びその模造品の小売又		三十一 宝玉及びその模造品の小売	
る便益の提供		便益の提供	
業務において行われる顧客に対す		務において行われる顧客に対する	
二十九 建築材料の小売又は卸売の		三十 建築材料の小売又は卸売の業	

備考 備考 附 略 表中の 則 の記載は注記である。 備考 , [略]

(施行期日)

う節分は、五

1

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、な

お従前の例による。